

# 令和8年度 第3子以降の者の中学校給食費無償化について（お知らせ）

多子世帯の子育て世帯に対する経済的負担の軽減のため、第3子以降の者の義務教育期間における八千代市立学校の学校給食費を無償化しています。

令和8年度は、**中学校及び義務教育学校後期課程**の第3子以降の者が無償化の対象となります。適用を受ける場合は、**申請書の提出（毎年度）が必要となります。** ※**小学校及び義務教育学校前期課程については、令和8年度は給食費のご負担がありませんので、申請は不要です。**

## 1. 無償化の対象となる保護者

- ① 平成26（2014）年4月1日以前に生まれた子を3人以上扶養している。
- ② ①の子のうち、上から第3番目以降の子が八千代市立中学校・義務教育学校後期課程で給食の提供を受けている。
- ③ 生活保護、就学援助（就学奨励費を除く）等により、学校給食費の援助を受けていない。  
※ただし、現在申請中である場合は、本無償化も併せて申請いただきますようお願いいたします。

### 【無償化対象者の例】

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化の対象者
例1	25歳（扶養している）	16歳（扶養している）	八千代市立中学生	八千代市立小学生	第3子（第4子は本制度の対象外）
例2	22歳就労者	16歳（扶養している）	八千代市立中学生	八千代市立小学生	該当なし
例3	20歳（扶養している）	18歳就労者	八千代市立中学生	八千代市立小学生	該当なし
例4	20歳就労者	18歳就労者	八千代市立中学生	八千代市立小学生	該当なし
例5	八千代市立中学生	八千代市立中学生	八千代市立小学生		該当なし
例6	16歳（扶養している）	私立中学生	八千代市立中学生		第3子

## 2. 申請方法

- ① 「第3子以降の者の学校給食費に係る免除申請書（新規・継続）」に、記入例を参考に必要事項を記入してください。※申請書には、扶養しているお子様（小学生及び未就学児を除く）を必ず3名以上記入してください。
- ② 申請書裏面の「扶養事実申立書」と「同意書」にも、申請者（保護者）氏名を漏れなくご記入ください。
- ③ 申請書に記載されたお子様のうち、八千代市立中学校及び義務教育学校後期課程に在籍している子を除いた全ての子の、「扶養関係確認書類」を申請書裏面の指定欄に貼り付けてください。（貼り付けしきれない場合は、書類の紛失防止のため申請書にホチキス留め等をしてください。）  
※詳細は、次ページの“3. 申請書に添付する「扶養関係確認書類」について”をご確認ください。  
※小学生及び未就学児の扶養関係確認書類の添付は不要です。
- ④ お手持ちの任意の封筒に申請書を入れ、のりづけにより封をして、子の通う中学校・義務教育学校

又は八千代市教育委員会保健体育課に提出してください。 ※申請書は世帯で1枚にまとめて提出してください。（お子様が中学1年生と中学2年生の両方に在籍の場合でも、申請書の提出は1枚のみで大丈夫です。）

- 学校へ提出する場合・・・封筒表面に第3子以降の対象となる子の学年・氏名、保護者名及び「令和8年度 学校給食費免除申請書」を明記してください。
- 教育委員会保健体育課へ提出する場合・・・郵送又は直接持参しての提出が可能です。  
郵送先「〒276-0045 八千代市大和田138-2 八千代市教育委員会保健体育課宛」

### 3. 申請書に添付する「扶養関係確認書類」について

昨年度までの申請書では、扶養状況を確認する書類として健康保険証の写し（コピー）の添付も可能でしたが、今年度は、以下のA・Bのいずれかの添付により確認をさせていただきます。

なお、八千代市立中学校及び義務教育学校後期課程に在籍している子については、添付は不要です。  
(現在扶養している八千代市立中学校・義務教育学校後期課程に在籍していないお子様については、全て添付が必要です。※小学生及び未就学児は添付不要です。)

※「資格情報のお知らせ」は、「健康保険証資格情報のわかるもの」には該当しませんので、ご注意ください。

#### A マイナポータルログイン後の「健康保険証情報」を印刷したもの

資格情報 令和6年12月10日時点

! この情報は画面下部から保存できます。

区分  
一般

記号  
●●●

番号  
123456

枝番  
2

フリガナ  
チバ ハナコ

氏名  
千葉 花子

生年月日  
平成19年4月2日

被保険者氏名又は世帯主氏名  
千葉 太郎

本人・家族の別  
家族

保険者番号  
654321

保険者名  
●●組合

**『重要!』**

1 日付情報  
2 氏名（子）  
3 生年月日  
4 被保険者氏名又は世帯主氏名

以下の情報にはマスキング（黒塗り等）をお願いします。

- ・被保険者等記号・番号・枝番
- ・保険者番号

マイナポータルで表示される健康保険証の資格情報は、お子様のマイナンバーカードでログイン後、「健康保険証」選択し、画面をスクリーンショットしていただき、ご家庭のプリンター等で印刷していただく必要がございます。

操作手順の詳細は、HP掲載の「マイナポータル操作手順」をご参照ください。

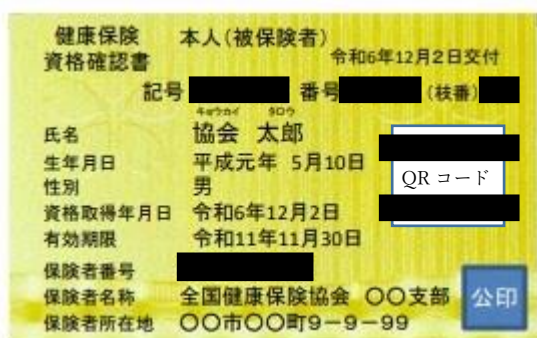
## B 保険者より発行される「資格確認書」の写し（有効なもの）

※資格確認書は、マイナンバーカードを取得していない方や、取得しているが健康保険証利用登録を行っていない方に発行されるものです。

※「資格情報のお知らせ」は、「健康保険証資格情報のわかるもの」には該当しませんので、ご注意ください。

### 【添付イメージ】

(↓のイメージ画像は被扶養者のものではありませんが、申請書には被扶養者のものを添付してください。)



資格確認証を貼付する際は、個人情報保護のため「記号」「番号」「枝番（ある場合）」「保険者番号」「QRコード（ある場合）」についてマスキングをしていただくようお願いいたします。  
※上記項目以外はマスキングしないようお願いいたします。

## 4. 申請期限

令和8年4月（給食開始日）から無償化の適用を受ける場合、令和8年4月24日（金）までの間に申請書をご提出ください。

※申請期限を過ぎた場合、4月（給食開始日）から無償化の適用を受けられないことがあります。

## 5. 年度途中の申請について

当初申請期限を過ぎ、年度の途中で無償化の要件を新たに全て満たすこととなった場合、申請書を速やかに学校へご提出ください。申請が遅れた場合、無償化の対象となる期間が短くなる場合がありますので、ご注意ください。

以下の例にあてはまる場合、要件を満たせば無償化の対象となる可能性があります。

- ・ 市外から転入してきた
- ・ 扶養する子が増えた
- ・ 就学援助、生活保護の適用を受けられなくなった

※申請に際して特別な事情やその他ご相談がある場合は、下記保健体育課までご連絡ください。

## 6. 決定通知

審査の結果を記載した決定通知書は、以下のとおりご自宅に郵送いたします。

- 当初申請分：令和8年6月中旬頃
- 当初申請期限後の申請分：申請書提出から1か月程度（※申請書に不備等が無かった場合）

## 7. 年度途中で申請内容の変更が生じた場合

免除の決定を受けた後に、提出した申請書の内容に変更が生じた場合（扶養している子の人数に変更があった場合など）は、速やかに第3子以降の者の学校給食費に係る免除状況変更届をご提出ください。

申請に関してご不明点等がございましたら、下記保健体育課までご連絡ください。

（問い合わせ先）

八千代市教育委員会保健体育課 学校保健班

電 話：047-481-0303